

改正

平成20年4月1日告示第35号  
平成21年3月31日告示第43号  
平成23年3月31日告示第48号  
平成27年3月30日告示第41号  
令和7年9月8日告示第158号

伊豆市公共工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する規程

(目的)

**第1条** この告示は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）に基づく公共工事の情報の公表に関する手続を定めるとともに、あわせて公共工事に係る設計委託、測量及び地質調査（以下「設計委託等」という。）の入札及び契約に関する情報等の公表を行うことにより、契約事務の公正化を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この告示において「公共工事」とは、伊豆市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）をいう。

(公表の対象)

**第3条** 公表の対象は、公共工事で予定価格が400万円を超えるものとする。

(公表の内容)

**第4条** 公表する内容は、公共工事に係るものにあつては公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「令」という。）第5条から第7条までの規定に定めるところにより行うものとし、設計委託等に係るものにあつては公共工事に準じて行うものとする。

2 前項の規定に基づく公表のほか、次に掲げる事項を公表する。ただし、第1号の事項については、他の契約の支障になるおそれがあるときは、この限りでない。

- (1) 入札に係る予定価格
- (2) 談合情報があつた場合の取扱いに関する要領
- (3) 指名競争入札参加有資格者の指名停止に関する基準及びこれに基づき指名停止を行った場合の指名停止業者名

(発注の見直しに関する事項の公表)

**第5条** 工事を所管する課長は、毎年度末までに、翌年度に発注をすることが見込まれる公共工事及び設計委託等（以下「公共工事等」という。）に係る令第5条第1項各号に掲げる事項について、発注予定表（様式第1号）を契約事務を担当する課長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による発注予定表の提出があつたときは、これを整理し、伊豆市公共工事等発注見直し（様式第2号）により、当該年度の3月31日まで公表しなければならない。

(発注の見直しに関する事項の見直し)

**第6条** 前条の規定に基づき公表した事項については、毎年度10月1日を目途として見直しを行うものとする。

2 前項の規定による見直しの公表手続は、前条の規定を準用する。

(入札及び契約の過程に関する事項の公表)

**第7条** 市長は、公共工事等の予定価格（第4条第2項ただし書の規定に該当するものを除く。）の決定があつたときは、入札参加資格確認通知後又は指名通知後速やかに、これを公表しなければならない。

2 市長は、公共工事等の入札を行ったときは、入札後速やかに、令第7条第2項第1号から第8

号に掲げる事項を公表しなければならない。

(契約の内容に関する事項の公表)

**第8条** 市長は、公共工事等の契約を締結したときは、遅延なく、令第7条第2項第9号及び第10号に掲げる事項を公表しなければならない。

2 市長は、前項の公共工事等について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅延なく、変更後の契約に係る令第7条第2項第9号ロからニまでに掲げる事項及び変更の理由を公表しなければならない。

(公表の時期)

**第9条** 前2条の規定による公表は、一の契約ごとに整理したうえ、少なくとも公表した日(第7条第2項のうち契約の締結前に公表した事項については、契約を締結した日)の翌日から起算して1年間が経過する日まで公表しなければならない。

(公表の方法)

**第10条** 公表の方法は、閲覧所を設け、又はインターネットを利用して閲覧に供するものとする。

(閲覧所の場所等)

**第11条** 前条の閲覧所の場所は、市役所契約検査室窓口とする。

2 閲覧所における閲覧時間は、休日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町及び中伊豆町で法の規定に基づき公表されている事項に関する手続は、この告示の規定によりなされた手続とみなす。

**附 則** (平成20年4月1日告示第35号)

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則** (平成21年3月31日告示第43号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則** (平成23年3月31日告示第48号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則** (平成27年3月30日告示第41号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (令和7年9月8日告示第158号)

この告示は、令和7年10月1日から施行する。

